（登録申請手数料等の簡易な納付手続）

第二十五条の十一　同一人に属する二以上の無線局の登録の申請を同時に行う場合であつて、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所）がいずれも同一の総合通信局の管轄区域内となるものについては、手数料令第八条の規定による手数料は、任意の申請書に各無線局に係る同条の手数料の額を合算した額に相当する収入印紙を貼つて納めることができる。

2　登録の申請に併せて登録事項証明書の交付の請求を行う場合は、手数料令第八条又は第九条の規定による手数料及び同令第三条の二の規定による手数料の額を合算した額に相当する収入印紙を申請書に貼つて納めることができる。

第五節　登録記録等

（登録記録に記録する事項）

第二十五条の二十　法第二十七条の二十三に規定する登録記録には、法第二十七条の二十二（法第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）各号に掲げる事項のほか、登録の有効期間を記録する。

［削る］

（登録記録の作成の通知）

第二十五条の二十一の二　法第二十七条の二十二（法第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登録記録の作成に係る登録人に対する通知は、当該登録に係る申請等が、電子申請等による場合にあつては総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行うこととし、書面申請等による場合にあつては登録事項証明書を交付することにより行うこととする。ただし、特にその必要がある場合においては、これらの方法以外の方法によることがある。

（登録記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式）

第二十五条の二十一の三　総合通信局長が登録記録に記録されている事項を閲覧に供する際の様式は、別表第六号の六のとおりとする。ただし、公印の押印を省略するものとする。

［新設］

（登録記録の閲覧の請求）

第二十五条の二十一の四　登録人は、当該登録人に係る登録記録の閲覧を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記録して、電子申請等により総合通信局長に請求しなければならない。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

（登録事項証明書の様式）

第二十五条の二十一の五　登録事項証明書の様式は、別表第六号の六のとおりとする。

［新設］

（登録事項証明書の交付の請求等）

第二十五条の二十一の六　登録人は、法第二十七条の二十三の規定により当該登録人に係る登録事項証明書の交付を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　登録人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録の番号

2　前項の請求書の様式は、別表第六号の八のとおりとする。

3　法第二十七条の二十一第二項若しくは第二十七条の三十二第二項又は第二十五条の十四第一項若しくは第二十五条の十九第一項の申請をする場合（書面申請等による場合に限る。）は、当該申請に併せて、第一項の請求をすることができる。この場合において、同項第二号に掲げる事項の記載は要しない。

4　前項前段の規定は、書面申請等により、無線局の登録に係るその他の申請等（登録記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）をする場合に準用する。

［新設］

（登録の申請手数料の簡易な納付手続）

第二十五条の十一　同一人に属する二以上の無線局の登録の申請を同時に行う場合であつて、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所）がいずれも同一の総合通信局の管轄区域内となるものについては、手数料令第八条の規定による手数料は、任意の申請書に各無線局に係る同条の手数料の額を合算した額に相当する収入印紙をはつて納めることができる。

［新設］

第五節　登録状

（登録状）

第二十五条の二十一　法第二十七条の二十五第一項の登録状には、同条第二項（法第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する事項のほか、登録の有効期間を記載する。

2　前項の登録状の様式は、別表第六号の六のとおりとする。

［新設］